

## 一般社団法人日本関節病学会 認定医制度規則

### 目的

第1条 一般社団法人日本関節病学会（以下「本学会」という）は、関節疾患の予防、診断から治療までトータルマネジメントを実践できる専門医を社会に送り、社会の人々が最適な関節疾患に関する医療の享受を担保することを目的として、本学会認定医（以下「認定医」という）制度を施行する。

### 認定医制度委員会

第2条 前条の目的を達成するため、認定医制度委員会（以下「委員会」という）を置く。

- (1) 理事会は委員長を正会員の中から選出し、評議員会の承認を得て委嘱する。
- (2) 委員長は正会員の中から委員を選び、理事会の承認を得るものとする。
- (3) 委員会は10名以内の委員をもって構成する。

第3条 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

第4条 委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、連続しての任期は2期4年を限度とする。

第5条 委員会は、認定医制度の運用全般について管理を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、認定医の認定審査と更新審査を行う。

### 認定要件

第6条 認定医は次の各号の条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 本学会の正会員であること
  - (2) 申請年度およびその前2年度に亘り会費を完納していること
  - (3) 関節疾患診療に従事していること
  - (4) 申請時点の過去5年以内に第一演者として1回以上、または共同演者として2回以上の学会発表を本学会学術集会でやっていること
  - (5) 関節疾患に関する筆頭著者あるいは共著論文を2編以上有すること
  - (6) 申請時点の過去5年以内に下記に示す単位を計6単位以上取得していること
    - ①本学会学術集会参加単位（1回1単位） 2単位以上
    - ②本学会学術集会同会期中の指定講演の受講（1回1単位） 1単位以上
    - ③関連学会（注）の関節病に関する講演受講単位 3単位まで
- （注）日本整形外科学会または日本リウマチ学会
- (7) 細則に定める所定の認定申請手続きを行い、委員会の審査に合格すること

## 認定の有効期間と更新

第7条 認定医の有効期間は5年間とする。認定の継続を希望する者は有効期間終了までの半年間に所定の更新手続きをとらなければならない。

第8条 認定医は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 医師としての資格を喪失したとき
- (2) 学会員としての資格を喪失したとき
- (3) 認定医の継続を辞退したとき
- (4) 認定医の認定更新を行わなかったとき

第9条 認定期間中であっても認定医としてふさわしくない行為があったときは、委員会および理事会の議により認定医の認定を取り消すことがある。

## 認定結果の公示

第10条 認定医として認定されたものは、本学会ホームページに所属施設名、認定医氏名が掲載される。

## 規則の変更

第11条 この規則を変更するには、理事会の議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

## 附則

この規則は令和3年11月20日から施行する。